

## 議案第35号

### 小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例

#### [改正理由]

市長の附属機関として小田原市成年後見制度利用促進審議会ほか2件の委員会を設置する等のため改正する。

#### [内 容]

##### 1 附属機関の設置（別表関係）

市長の附属機関として次の審議会等を設置することとする。

名 称	設 置 目 的	委員の数
小田原市成年後見制度利用促進審議会	成年後見制度の利用の促進に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	10人以内
小田原市健康増進計画推進委員会	小田原市健康増進計画の策定及び推進に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	30人以内
美食のまち小田原推進事業者選定委員会	美食のまち小田原推進事業を委託する事業者の選定に関する事項につき、市長の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	7人以内

##### 2 附属機関の廃止（別表関係）

次の委員会を廃止することとする。

- (1) 小田原市食育推進計画策定検討委員会
- (2) 小田原市自殺対策計画策定検討委員会

##### 3 小田原市総合計画審議会の設置目的の変更（別表関係）

小田原市総合計画審議会の設置目的に、総合計画の推進に関する事項を加えることとする。

##### 4 小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例の一部改正（改正条例附則

第2項関係)

(1) 新たに設置する附属機関の委員の報酬額の設定(別表第3関係)

小田原市健康増進計画推進委員会の委員の報酬額を次のように定めることとする。

区 分		報 酬 日 額
小田原市健康増進計画推進委員会	委 員 長	10,800円
	副委員長	10,300円
	委 員	10,000円以内

(2) 附属機関の廃止に伴う措置(別表第3関係)

小田原市食育推進計画策定検討委員会及び小田原市自殺対策計画策定検討委員会の委員の報酬額に係る規定を削除することとする。

[適用]

令和4年4月1日